



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ 青色申告特別控除の改正について

平成30年度税制改正において青色申告特別控除に関する改正が決定され、令和2年分の所得税確定申告から適用されることになります。要件に該当しない場合、青色申告特別控除額が減らされてしまうため注意が必要です。今回は青色申告特別控除の改正についてご紹介いたします。

## 1. 青色申告特別控除

### (1) 65万円の特別控除

#### ① 内容

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、それら事業について帳簿書類を備え付けて、各所得金額に係る全ての取引を記録している場合、これらの所得の金額から次の金額のうち低い方の金額を青色申告特別控除額として控除することができます。

#### a 65万円

#### b 青色申告特別控除額を控除する前の不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

#### ② 適用要件

65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには次の全てに該当する必要があります。

- ・その年分の確定申告書に65万円の青色申告書特別控除の適用を受ける事実と適用を受ける金額を記載すること。
- ・その年分の確定申告書に複式簿記に基づき作成された貸借対照表、損益計算書を添付すること。
- ・その年分の確定申告書をその提出期限までに提出すること。
- ・現金主義を選択していないこと。

#### ③ 不動産所得の注意点

建物の貸付が事業として行われているかどうかについては、一般的に「5棟10室」と呼ばれる基準を満たしているかどうかで判断されます。この基準では、一軒家であれば5棟以上、マンションであれば10室以上を貸し付けていれば事業として行われていると認められます。土地の貸付については実態に基づく判断が必要となるケースがありますが、一般的に駐車場であれば50台分の区画を有する場合に事業として行われていると判断されます。

### (2) 10万円の特別控除

65万円の控除を受けることができない青色申告者は、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から次の金額のうち低い方の金額を青色申告特別控除額として控除することができます。

#### a 10万円

#### b 青色申告特別控除額を控除する前の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額

## 2. 改正点

令和2年分の確定申告時から、上記1(1)の特別控除額が55万円に減額されることになりました。ただし、上記1(1)の箇中の要件に加えて、e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うことで、改正前と同じ65万円の特別控除の適用を受けることができます。

### (1) e-Taxによる申告

インターネットを利用して申告書を提出する方法であり、自身の確定申告について税理士に依頼している方の多くは要件を満たしていると思われます(e-Taxを利用していない税理士もおられますので、念のため依頼先に確認してください)。自身でe-Taxによる申告をする場合、①マイナンバーカード②ICカードリーダーライター又はスマートフォンを用意して国税庁ホームページ上で確定申告書の作成と提出を行うこととなります。

### (2) 電子帳簿保存

電子帳簿保存とは一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度をいいます。この制度の適用を受けるためには、帳簿の備付けを開始する日の3ヵ月前の日までに承認申請書を税務署に提出する必要があります。原則として年の途中からこの制度を適用することはできないのですが、令和2年分に限って9月30日までに承認申請書を提出し、一定の手続きを踏むことでこの制度の適用を受けることができ、結果として65万円の青色申告特別控除の適用が可能となる措置が採られています。